

<2 市民が主役・共生のまちづくり>

○評価の集計

A+	A	B	C	総数
0	8	4	0	12

(参考)評価の定義

評価	定義
A+	取組の狙いを上回る顕著な成果が得られているもの
A	計画に基づき、着実に進捗しているもの
B	目標達成に向けた途上にあり、継続的な取組やフォローを要するもの
C	進捗が大きく遅れており、改善や見直しが必要なもの

○数値目標

指標		単位	現状値(R5)	実績値					目標値(R11)
				R7	R8	R9	R10	R11	
①	証明書のコンビニ交付発行の割合	%	36.0	48.6					65.0
②	市域から排出されるCO2排出量削減	%	未確定	(R5) 24.88					45.60

○評価の詳細

まちづくりの基本方向	計画目標(主な取組)		評価					参考指標				評価理由 (主要事業等から抜粋)	今後の取組方針 (主要事業等から抜粋)
			R7	R8	R9	R10	R11	指標	単位	本年度 数値	目標値 (時期)		
2-1 市民参加及び民間事業者等との連携協力	① 地域組織、ボランティア団体等との連携・協力の推進		A					「いっしょにやらいや」を活用した取組の成立件数	件	1	5(R11年度)	【まちづくり活動への支援】 ・制度の広報促進の結果、中学生をはじめとした幅広い年齢層の団体から申請があり、9団体の採択を行った。 【民間事業者との連携】 ・民間事業者から提案のあった1件の取組(がん検診受診率の向上)の実施に至った。また、いずれも実施に至らなかったものの、新たに3件の事業者提案を受けた。	【まちづくり活動への支援】 ・引き続き、多様な団体による制度利用を促し、住みよいまちづくりのための自発的な活動を広く支援する。 【民間事業者との連携】 ・本制度の周知に努めるとともに、公民連携が有効と思われる事業については、所管課から各担当課へ喚起していく。
	② 民間事業者等との連携・協力の推進												
2-2 公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進	① 様々な自治活動の持続性確保		B									【自治活動への支援】 ・デジタル化についての先進自治会との意見交換会、先進事例の研修会を開催した。 ・未加入集合住宅への緩やかなつながりづくりの働きかけを行ったが、協力獲得が困難なケースがあり、R7年度は実績に繋がらなかった。 【公民館を拠点としたまちづくりの推進】 ・電子申請による利用申請受付や鍵ボックスの設置により、休日夜間利用者の利便性向上などを図った。	【自治活動への支援】 ・R8年度は市営住宅を対象に同様の働きかけを行うほか、自治会運用支援アプリの活用など他の手法の検討を行う。 【公民館を拠点としたまちづくりの推進】 ・引き続き手続きの簡素化などにより、利用促進を図る。
	② 公民館を拠点としたまちづくりの推進強化												
	③ 地域に応じた新たな住民自治の創造												
2-3 地域福祉活動の推進	① えしこに(ふれあいの里総合相談支援センター)を拠点とした重層的支援体制整備事業の推進		A					①チーム会議の開催 a:全体会2回 b:中学校区別定例会20回(4回×5地区) ②重層的支援会議開催数	①回 ②回	①a:2 b:20 ②115	①a:2 b:20 (毎年度) ②130(毎年度)	【えしこにを拠点とした重層的支援体制整備】 ・総合相談支援員をはじめとする多職種によるチーム支援会議を計画どおり開催し、個別及び地域の課題共有と解きほぐしに向けた検討を行った。 ・分野横断的な課題に対して、多機関との協働による支援は着実に進捗している。	【えしこにを拠点とした重層的支援体制整備】 ・必要に応じて関係課や関係機関で構成する重層的支援会議を開催し、課題が複雑化・複合化し分野が横断するケースについて、課題の整理や支援の役割調整を行っていく。
2-4 障がい者(児)福祉の充実と共生社会の実現	① 障がい者の日常生活及び社会に対する総合的な支援		A									【総合的な支援】 ・R6年度に開始したごみ出し拠点整備事業について、事業者への周知を行った。登録事業者からのごみ搬入は年間通して一定の実績がある状況であり、障がい者の日常生活の支援につながっている。 ・地域生活支援拠点等コーディネーターと保健師が協働して精神科病院の長期入院者への訪問を実施し、地域移行の動機付けや住まいの確保等の相談に応じるなど、地域移行への取組を推進した。	【総合的な支援】 ・障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で安心して暮らすことができるよう、関係事業者と連携して障がい福祉サービスの提供体制の確保に努める。
	② 障がいに対する理解の促進と障がいのある人の権利擁護、意思決定支援の推進												
2-5 認知症施策の推進	① 市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉える理解の増進		B					①認知症サポーター養成講座受講者数(延べ人数) ②認知症サポーターステップアップ講座受講者数(延べ人数)	①人 ②人	①25,769 ②59	①25,500(R8) ②300(R8)	【認知症への理解促進】 ・認知症サポーター養成講座について、例年通りの開催に加え、金融機関や市職員に向けた講座を開催したところ、目標値を上回る成果が得られた。 【支え合う体制づくり】 ・民間事業者向けの講座開催や相談窓口資料の配布を行い取組の足がかりはできたものの、窓口や店頭における日常的な見守り意識の定着や、地域における受入体制の構築にまでは至っていない。	【認知症への理解促進】 ・継続的な講座開催を行うとともに、今後は講座内容の充実や開催場所を工夫し、より身近な場での多様な展開を視野に入れた検討を進める。 【支え合う体制づくり】 ・今後は審議会(オレンジの会)に金融機関の委員を迎え、現場と連携した取組を着実に推進する。生活に最も身近なお金の相談窓口から、認知症の人を温かく受け入れる地域社会の空気感を醸成していく。
	② 認知症の人・家族等を地域で支え合うための体制づくり												
	③ 認知症の人本人の声を尊重した施策づくり												
2-6 互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進	① 社会における人権啓発の推進		A									【社会における推進】 ・「人権尊重のまち米子市をつくる条例」(R8.4.1施行)の制定を行った。 【学校における推進】 ・弓ヶ浜中学校区人権教育研究発表会において、保幼、小、中、PTAが連携して取組を進めた。	【人権啓発の推進】 ・「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づき、誰もが人権を尊重し合うまちづくりを一層推進するため、人権教育地域懇談会、各種研修会、講演会等での周知、啓発を行う。 【学校における推進】 ・R8年度は加茂中学校区で人権教育研究発表会を行い、連携した取組を進める。
	② 学校における人権教育の推進												

まちづくりの基本方向	計画目標(主な取組)		評価					参考指標				評価理由 (主要事業等から抜粋)	今後の取組方針 (主要事業等から抜粋)
			R7	R8	R9	R10	R11	指標	単位	本年度 数値	目標値 (時期)		
2-7 男女共同参画社会の形成	① 男女共同参画の意識啓発		B					①審議会委員等に占める女性の割合 ②米子市女性人材バンクの登録者数	①％ ②人	①集計中 ② 51	①40.0％ (令和9年度) ②50人(R9年度)	【意識啓発と環境づくり】 ・女性の専門資格取得助成事業の実施やキャリアアップ・キャリアアチェンジに関する講座、働く女性のヘルスケア講座等を開催した。 ・女性人材バンク登録者を審議会委員へ推薦した。	【意識啓発と環境づくり】 ・女性の専門資格取得助成事業の周知に努めるとともに、働く女性のヘルスケアの啓発普及、働き方・職場改革を起点とした地域社会の変革に向けた情報発信等を行っていく。 ・女性人材バンクの活用を案内するとともに、新規登録者募集や登録者向け研修等を行っていく。
	② 男女共同参画社会形成のための環境づくりの推進												
2-8 国際的な地域間交流等の推進	① 地域の国際化の推進と国際的視野を持った人材育成		A									【友好都市等との交流】 ・東草市との姉妹都市提携30周年を記念し、行政団及び民間交流団体の相互派遣を実施した。両市の絆を再確認するとともに、姉妹都市関係のさらなる活性化と深化を図った。 ・米子台北便の就航を受け、本市で開催された日台観光サミットを軸に、就航都市との人的・観光交流を推進した。 【外国人住民にとっても暮らしやすい環境づくり】 ・外国人住民の転入手続き時における相談窓口の周知に加え、R7年度からは、協力確認書に基づき連携する各事業所を介した情報提供を実施することで、ごみの分別や日本語クラスの案内など、行政・生活情報のより確実な発信を開始した。 ・窓口業務や学校教育の現場において翻訳機器を活用し、多言語対応の充実を図ることで、意思疎通の円滑化に努めた。	【諸外国との交流】 ・30周年の節目に再確認した友好の絆を礎に、継続的な交流事業を展開することで、姉妹都市関係のさらなる深化と活性化を図る。 ・観光プロモーションや情報発信の強化を図り、交流人口の拡大を推進する。 【外国人住民にとっても暮らしやすい環境づくり】 ・協力事業所との連携を強化し、行政・生活発信の拡充に取り組む。 ・翻訳機器を効果的に運用するとともに、「やさしい日本語」による丁寧な情報伝達を徹底することで、窓口や教育現場における意思疎通の円滑化を図る。
	② 友好・姉妹都市及び諸外国との交流の推進												
	③ 外国人住民にとっても暮らしやすい環境づくり												
2-9 鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携	① 鳥取大学医学部との連携強化		A									【鳥大病院再整備に係る連携強化】 ・再整備のR11年度着工に向け、国会議員、国機関、地元経済界を招聘し、市民参加の機運醸成フォーラムを実施した。 ・湊山公園リニューアルにかかる基本設計、市民参加ワークショップによる公園周辺エリアの在り方検討を実施。また、鳥大体育館及び市児童文化センターの共創施設整備に向けた検討を再開した。 ・共同事業(フレイル対策、ヘルスケアプラットフォーム等)の実施、個別事業への協力・助言のほか、委員委嘱・講師やスタッフ派遣、職員・市民の医療リテラシー育成等を行った。 【米子高専との連携強化】 ・ふるさと納税を活用した地域活性化に資する連携プロジェクトとして、補助金制度を創設し、地元の人材定着に向けたUIターン事業、早期理系人材の育成に向けた各種講座の補助を行った。 【YMCA、高等教育機関との連携強化】 ・学校が実施する公開講座等の広報協力や、都市機能誘導区域内における在籍生徒数に応じた補助金実施を行った。	【鳥大病院再整備に係る連携強化】 ・R8年度においては、都市計画変更、財産評価を実施し、年度内の湊山公園用地の売買契約を締結する。 ・鳥大体育館及び市児童文化センターの共創施設整備に向けた、鳥大との協議、基本構想、基本計画の作成を進め、国庫補助申請に向かう。 【米子高専との連携強化】 ・ふるさと納税を活用した継続事業、新規事業を実施するとともに、翌年度以降に向けた事業のブラッシュアップを図る。 【YMCA、高等教育機関との連携強化】 ・引き続き、YMCA米子医療福祉専門学校と医療福祉分野での連携を図るとともに、都市部大学等との地域連携を強化していく。
	② 米子工業高等専門学校との連携強化												
	③ YMCA米子医療福祉専門学校及びその他高等教育機関との連携強化												
2-10 国県・他自治体の連携協力	① 鳥取県西部圏域における共通課題解決に向けた取組の促進		A									【鳥取県西部圏域における取組】 ・引き続き広域連携や共同化、また各市町村が抱える課題の解決に向けた取組を行うことにより、地域全体として持続可能な体制づくりに資する活動を推進する。 【地域DXの推進】 ・国・県の交付金を活用して窓口業務受付システムを導入し、市民の利便性向上を図るとともに、ヘルスケアプラットフォーム事業(医療DX推進)における地域へのサービス展開を推進した。	【鳥取県西部圏域における取組】 ・引き続き広域連携や共同化、また各市町村が抱える課題の解決に向けた取組を行うことにより、地域全体として持続可能な体制づくりに資する活動を推進する。 【地域DXの推進】 ・国・県の交付金を活用して窓口業務受付システムを導入し、市民の利便性向上を図るとともに、ヘルスケアプラットフォーム事業(医療DX推進)における地域へのサービス展開を推進した。
	② 中海・宍道湖・大山圏域市長会を通じた圏域一体的発展の促進												
	③ 国・県との連携強化												
2-11 誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現	① 自治体DXの推進		B					①証明書のコンビニ交付発行の割合 ②電子申請対象手続の拡充 ③スマホよろず相談会の開催回数	①％ ②手続数 ③回	①48.6 ②531 ③28	①65.0 (R11) ②350手続 (R11年度) ③－	【業務システム標準化】 ・R7年度末までに20システムの標準化を完了する計画どおり、システム検証等の準備を進めたが、事業者側の開発スケジュールの遅延の影響を受け、18システムは延期することとなった。 【地域DXの推進】 ・国の交付金を活用して窓口業務受付システムを導入し、市民の利便性向上を図るとともに、ヘルスケアプラットフォーム事業(医療DX推進)における地域へのサービス展開を推進した。	【業務システム標準化】 ・特定移行支援システム(令和8年度以降に標準化することが認められたシステム)として、標準化スケジュールを見直し、事業者及び業務担当課と連携して安全確実にシステム移行する。 【地域DXの推進】 ・学校・保護者連絡ツールや自治会連絡ツールの導入など、地域未来交付金の交付を受けた5事業について、着実な実装と運用を推進する。
	② 地域社会DXの推進												
2-12 地球環境に配慮した社会の実現	① 脱炭素社会の実現をめざした取組推進		A									【再生可能エネルギーの導入推進】 ・R7年度は脱炭素先行地域づくり事業において、公共施設への3件のオンサイトPPA(電力販売契約)、荒廃農地への10件のオフサイトPPAによる再生エネルギー設備の設置を進めた。 【廃棄物の適正処理の推進】 ・不法投棄ごみについて、不法投棄多発地域を重点地区に定め、不法投棄監視員を設置(7地区9名)し、監視体制の強化を図った。また、職員による監視パトロールを実施し、早期発見と適正処理に努めた。	【再生可能エネルギーの導入推進】 ・R8年度は同事業において、公共施設への3件のオンサイトPPA(電力販売契約)、荒廃農地への11件のオフサイトPPAによる再生エネルギー設備の設置を進める予定としている。 【廃棄物の適正処理の推進】 ・R8年6月から小型家庭用電気機器から取り外せるリチウムイオン充電電池類の収集を開始する。
	② 循環型社会への転換に向けた取組推進												
	③ 自然共生社会をめざした取組推進												
	④ 安全・安心社会をめざした取組推進												